

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

179-651

事務事業名	就学援助等事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	教育委員会	課等名	学校教育課		包含する細々目	1	10	2	2	10	9	185
政策	2 地育力によるこころ豊かな人づくり					1	10	2	2	11	1	22,055
施策	22 義務教育の充実					1	10	3	2	10	9	176
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		1	10	3	2	11	1	22,399
実施区分	継続	事業期間	年度～	年度	関連計画 条例等	飯田市就学援助費支給要綱						

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	経済的理由により、小中学校へ就学が困難な児童生徒の保護者	就学援助を希望する又は援助について相談のあった保護者の数	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする
			720			
	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度				
		720				
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)			
就学に必要な経費を保護者に援助することにより、児童生徒誰もが義務教育を受ける権利を保障する。	援助を受けて就学できている児童生徒の数	18目標	680	最終目標		
		18実績	685	19目標		
		23目標		23実績		
		18目標		最終目標		
		18実績		19目標		
		23目標		23実績		

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	生活保護を必要とする世帯、及び生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童生徒に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう、学用品費や修学旅行費、給食費などの一定の援助を行う。要保護、準要保護児童生徒保護者の認定は、市の就学援助費支給要綱に基づき行う。 <参考>細々目名:就学援助等事業費'要保護・準要保護児童援助費'	18年度の実績 要保護、準要保護児童生徒保護者への教育費扶助 ・学用品費・修学旅行費用に対する補助 ・学校給食費の補助 ・医療費の補助 ・県民交通共済掛金の補助 郡外養護・盲・ろう学校在籍者への通学費等の一部補助	受給申請件数 要保護、準要保護世帯数	715 685
19年度計画	要保護、準要保護児童生徒保護者への教育費扶助 ・学用品費・修学旅行費用に対する補助 ・学校給食費の補助 ・医療費の補助 ・県民交通共済掛金の補助 郡外養護・盲・ろう学校在籍者への通学費等の一部補助	受給申請件数 要保護、準要保護世帯数	720 690	

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他	16	40
一般財源	41,027	44,775	
事業費計(A)	41,043	44,815	
人件費	正規職員所要時間	18年度 900	19年度 900
	臨時職員等所要時間	30	30
	人件費計(B)	3,251	3,251
	トータルコストA+B	44,294	48,066

特定財源内訳や補足事項	
-------------	--

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	児童生徒が学校生活を円滑に送れるようにすることにより、生きる力をつける。	学校が楽しいと感じている児童生徒の割合 ア)小学校 イ)中学校	現状値	1,886.5	19実績	
			20実績	1,848	21実績	
			22実績		23目標	1,191
						1,190
	不登校の児童生徒数	ア)小学校 イ)中学校	現状値	1,132	19実績	
20実績			1,095	21実績		
		22実績		23目標	1,132	
					1,095	

<p>この事業を開始したきっかけ</p> <p>憲法26条、学校教育法22条、39条は保護者に対し子女への教育を受けさせる義務を課している。それを担保するため学校教育法25条、40条、教育基本法3条は市町村に対し、就学困難な子女の保護者への援助を課している。このことに基づき就学援助制度として市町村に義務づけられた事業として実施されてきた。</p>	<p>事業を取り巻く状況の変化</p> <p>経済状況の影響や離婚等による母子世帯の増加に伴い、申請件数は増加している。H17年度から国の補助金が廃止され、一般財源化された。</p>	<p>事業に対する市民や議会の意見</p> <p>この制度を市民に広く周知徹底するよう意見が出されている。</p>
---	--	--

【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	<p>この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？</p>	<p>(評価) 結びつく (その理由)</p> <p>誰もが義務教育を受ける権利を保障することにより、児童生徒が学校生活を円滑に送れるようになるため結びつく。</p>	有効性 評価	<p>成果をさらに向上させる余地はありますか？</p>	<p>(評価) 余地がある (その理由)</p> <p>該当する世帯の認定の公正化、公平化を上げる</p>
	<p>対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？</p>	<p>(評価) 必要性がない (その理由)</p> <p>準要保護世帯は生活保護世帯に準じて保護が必要な世帯という対象の見直しは必要ないが、法が想定している生保に準ずる程度と実際の認定されている準要保護の程度は必ずしも一致していない可能性がある。</p>		<p>廃止・休止した場合の影響はありますか？</p>	<p>(評価) 影響あり (その理由)</p> <p>児童生徒が学校生活を円滑に送れなくなる。</p>
	<p>意図の見直しの必要性はありますか？</p>	<p>(評価) 必要性がない (その理由)</p> <p>法で規定された制度である。</p>		<p>他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？</p>	<p>(評価) 関連事業あり (類似事業名、理由)</p> <p>特殊教育就学奨励費</p>
	<p>市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)</p>	<p>(評価) 必要ある (その理由)</p> <p>当事業は教育基本法や学校教育法に基づく事業であり、市の責任において実施すべき旨規定されている。</p>		<p>成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？</p>	<p>(評価) 可能 (その理由)</p> <p>該当世帯の認定事務の効率化</p>
			公平性 評価	<p>受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？</p>	<p>(評価) 妥当である (受益者とその理由)</p> <p>対象世帯の経済的負担の軽減を目的とした事業である。</p>

【Plan】改革改善

<p>今後の事業の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 現状維持</p> <p>実施年度 具体化</p>	<p>何を、いつまでにどうするのかの改革改善案</p> <p>認定事務の公正・公平化、効率化を進める。</p> <p>上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法</p> <p>保護者、学校関係者等への周知、理解を求める。</p>
---	---

【補足事項環境側面】

<p>(1) 環境影響評価の必要性判断</p>	<p>必要性がない</p>	<p>(2) 必要性な場合の実施事由</p>
<p>(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？</p>		

【指摘事項】

<p>施策マネジメント会議</p>	
<p>施策評価会議</p>	
<p>第5次基本構想基本計画推進委員会</p>	